

洋友会岐阜地区準会員会規約

第一条 名称

本会は、三洋電機洋友会岐阜地区の下部組織とし、洋友会岐阜地区準会員会と称する。

第二条 目的

本会は、洋友会岐阜地区会員と、かつて三洋電機岐阜地区事業所に在職したことのある元女性社員との友好と親睦を図ることを目的とする。

第三条 入会

本会への入会は、三洋電機株式会社岐阜事業所に10年以上在職し、入会を希望する元女性社員とする。ただし、洋友会岐阜地区会長が認める場合には必ずしも10年以上の在職を必要とするものではない。

第四条 活動

洋友会岐阜地区が開催するすべての行事およびクラブ活動に参加することができる。

第五条 会費

参加の都度実費を徴収する。

第六条 連絡

会員への連絡は、原則メールとする。

第七条 情報提供

会員への情報提供は、原則として洋友会岐阜地区が運営するホームページ「洋友ぎふ」において行うものとする。

第八条 規約運用上の見直し

規約運用後に疑義や諸課題が発生した場合は、毎月の洋友会例会に報告の上見直しを行い運用する。

第九条 附則

本規約は、洋友会月例会において報告後、仮運用し実施する。
平成27年洋友会岐阜地区定期総会において報告後、正式実施とする。

(2014年 5月21日)